

1. 申請者、対象施設、事業全体に関する質問
2. 様式の記入・提出書類に関する質問
3. 敷地境界に関する質問
4. CO2排出量の算定に関する質問
5. 補助金・補助対象経費に関する質問

1. 申請者、対象施設、事業全体に関する質問

1Q1	賃貸ビルのオーナーは応募できますか？
1A1	CO2 排出量の算定対象のエネルギー使用設備・機器を所有する法人であれば応募できます。
1Q2	地方公共団体が経営する小規模の施設がある。中小企業とみなされますか？
1A2	中小企業には当たりません。 中小企業とは、中小企業基本法に基づくものとしています。
1Q3	テナントビルやホテル等の管理組合(管理会社)は応募できますか？
1A3	CO2 排出量の算定対象のエネルギー使用設備・機器の所有権等による判断となります。また管理組合は法人であることが必要です。「管理」の範囲が単にエネルギー使用量の把握、請求等のみの場合では応募できません。
1Q4	「国家公務員共済組合連合会」に属する病院は応募できますか？
1A4	応募できません。
1Q5	「特別法の規定に基づき設立された協同組合等」とはどのような法人ですか？
1A5	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成 18 年8月15日閣議決定)により定義された法人や協同組合法に基づく農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合等になります。一部の団体については、環境省の確認が必要となります。また応募には、それを証する行政機関から通知された許可証等の写しの提出が必要です。
1Q6	宗教法人は応募できますか？
1A6	環境大臣の承認が必要となりますので、事前に協会へご相談ください。
1Q7	大企業の 100%子会社の中小企業ですが、中小企業とみなされますか？
1A7	中小企業基本法第2条で該当すれば中小企業と判断します。

1Q8	外資系企業は応募できますか？
1A8	日本法人の場合は応募できます。ただし日本国内の事業所に限ります。
1Q9	「実行支援事業について補助金の交付を申請できる者」につきまして「特定目的会社」は該当となりますでしょうか？
1A9	特定目的会社は民間企業として対象に含まれます。 ただし、特に省 CO2 型設備更新支援を実施する場合は、下記についても十分ご注意ください。 ・特定目的会社が代表事業者として申請する場合、建物及び補助金で導入する設備の所有者は特定目的会社であること 補助事業で更新導入した設備について、補助事業実施後から法定耐用年数の期間に特定目的会社が補助対象設備を含む資産を売却する場合は(特定目的会社自身が解散する場合を含む)補助金適正化法における財産処分に該当するため、事前に必ず協会までご連絡ください。
1Q10	DX 型 CO2 削減対策実行支援事業でリースの設備が診断対象の場合、リース会社が代表事業者になりますか？
1A10	DX 型 CO2 削減対策実行支援事業では、支援対象工場・事業場のエネルギー使用状況、課題、対策提案等を診断し、その対策の実施計画を策定します。従って、工場・事業場及びエネルギー使用設備機器の所有者が代表事業者となります。 但し、診断対象にリースで導入したエネルギー使用設備機器が含まれる場合、リース会社(設備の所有者)でなくそのリース設備の使用者を代表事業者としてください。また、建物所有者が代表事業者と異なる場合、建物所有者が共同事業者となります。リース会社は共同事業者になりません。(省 CO2 型システムへの改修支援事業と扱いが異なります。)
1Q11	半年前に経営移管したが事業は継続している場合は応募できますか？
1A11	事業内容が変わらず、エネルギー使用設備・機器の増減がなく、継続したエネルギー使用の実績がある場合で、移管先が当該エネルギー使用設備・機器を所有するなら応募できます。
1Q12	事業の開始から 1 年度経過していませんが、応募はできますか？
1A12	1 年間(4 月～翌年 3 月)のエネルギー使用データがない場合は応募できません。
1Q13	サービス付き高齢者向け住宅は対象となりますか？
1A13	対象となりません。DX 型 CO2 削減対策実行支援事業は工場・事業場が対象です。
1Q14	マンション、シェアハウス、社員寮は対象となりますか？
1A14	対象となりません。DX 型 CO2 削減対策実行支援事業は工場・事業場が対象です。

1Q15	工場敷地内に社員寮があり、社員食堂として寮の施設を利用しています。工場に含めて申請できますか？
1A15	社員寮は住宅と見做されます。補助対象外で申請できません。
1Q16	支援対象工場・事業場内の全ての設備・機器について診断してもらう必要はありますか？
1A16	DX 型 CO2 削減対策実行支援事業は、工場・事業場へ DX システムを導入し、その計測データを活用して運用改善や効果的な改修設計などの対策へ結び付けることを目的とした事業ですので、その目的を達成できるように、支援内容・診断範囲については、事業者と支援機関で協議して決めてください。
1Q17	DX 型 CO2 削減対策実行支援事業を実施した事業者は、省 CO2 型システムへの改修支援事業への応募は必須ですか？
1A17	省 CO2 型システムへの改修支援事業への応募は必須ではありません。DX 型 CO2 削減対策実行支援事業を実施後、省 CO2 型システムへの改修支援事業へ応募する場合は、設備導入以外の対策を複数実施していることを要件とします。
1Q18	公募要領に、「原則、書類はjGrants で提出ください。」とありますが、紙媒体による申請は認められますか？
1A18	不可抗力でない限り、jGrants で申請することが必要です。不可抗力とは、自社都合でなく、不可避免的な要因によりjGrants 申請ができない状況 にあることとします。例えば G ビス ID がないので申請できない、等は不可抗力と認めません。さらに、jGrants 申請が難しい場合はその理由について、問い合わせ票にて十分な時間的余裕をもって協会に事前確認することを義務付けます。事前確認がない場合でjGrants 申請を行わない場合、不採択となる場合があります。

2. 様式の記入・提出書類に関する質問

2Q1	各種様式にある代表者とは、社長を指しているのですか？ また、個別の支援対象工場・事業場での申請の場合、支援対象工場・事業場の印でよいですか？
2A1	代表取締役社長等、代表権者を指しています。なお、申請書の押印は必要ありません。ただし、押印の代わりとして、本補助事業に係る責任者及び担当者の所属部署・職名・氏名、連絡先情報(電話・Eメール)の記載が必須です。
2Q2	支援対象工場・事業場の業務概要がわかる資料としてパンフレット等は作成していませんので、提出しなくてもよいですか？
2A2	必ず提出してください。申請事業者と支援対象工場・事業場の事業の概要がわかる資料であれば形式は問いません。
2Q3	交付申請段階では直近の決算が確定しておりません。その前の財務諸表でもよいですか？
2A3	確定している直近2期分で結構です。
2Q4	貸借対照表と損益計算書は会社全体のものでしょうか、支援対象工場・事業場のものでしょうか？
2A4	法人としての最小単位のものをご提出ください。例えば、グループ会社全体の連結決算(ア)、個別の会社の決算(イ)、個別の会社の工場・事業場別の決算(ウ)の3つの財務諸表がある場合は(イ)を提出してください。
2Q5	事業開始後まだ2年経過しておりません。財務諸表はどのようにしたらよいですか？
2A5	確定している直近1期分の財務諸表と本年度の事業計画書を提出してください。
2Q6	申請する法人は2期連続で債務超過ですが、親会社は財務には全く問題がない場合は、親会社、事業者2法人分の財務諸表を提出すれば要件を満たしますか？
2A6	財務状況は申請する法人のもので判断します。
2Q7	損益計算書で経常利益が2期連続マイナスですが、貸借対照表では純資産はマイナスになっていません。要件を満たしますか？
2A7	債務超過は貸借対照表で判断します。
2Q8	請求書のコピーを証憑として添付する場合、原本を提出してしまっており添付できない場合は写しでもよいですか？
2A8	写しで結構です。
2Q9	電力会社のウェブ画面等は根拠書類として利用可能ですか？
2A9	利用可能です。ただし、年度(4～3月)、供給会社名、契約者名、供給先(住所等)、使用量、単位が明記されているものを提出してください。

2Q10	エネルギー使用量実績で、請求書が委託先の管理会社名の場合、どうしたらよいですか？
2A10	申請者と委託先管理会社との関係を説明していただき、申請する支援対象工場・事業場で使用されていることを明確にされた上で提出してください。
2Q11	電気および LPG を組合で共同購入しており、請求書並びに検針票は組合から発行されているため、供給会社名・契約者名の記載がありませんがそれでもよいですか？
2A11	組合から発行されている請求書と検針票及び組合宛のエネルギー供給会社からの請求書を提出してください。
2Q12	代表事業者の業種が”製造業”で、支援対象工場・事業場の業種が”69:不動産賃貸業・管理業”と異なっても問題ないですか？
2A12	問題ありません。
2Q13	交付申請時に提出する見積の有効期限について規定はありますか？
2A13	交付申請では、公募締め切り後交付決定までの標準的な期間は 1.5 か月のため、契約時まで有効になるように有効期限については余裕を持って作成してください。
2Q14	相見積した見積書の提出は必要ですか？
2A14	相見積した全ての見積書を提出してください。(2者以上) また DX システム導入費用を含めた見積合わせとしてください。 なお、支援機関の見積書に記載される DX システムについての2社見積は不要です。
2Q15	見積作成で、支援機関に人件費単価規定が無い場合、どうしたらよいですか？
2A15	労務単価については、以下の資料を参照してください。 「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」(令和6年3月)* なお、年間所得を年間労働時間で割るなど根拠となる資料を作成して提出してもらってください。その場合は一般管理費の二重計上(補助金の過払い)を防止するため、人件費計算で一般管理費が含まれていないことを十分確認の上、その旨を明記してください。 * https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf
2Q16	外注費に相当する項目は受注した支援業務の一部を再委託する行為に該当すると思いますが、補助対象費用に含めるに当たり金額の妥当性を示す書類を提出してもらうなど、契約書類以外に必要な手続きはありますか？(例:計器設置に伴う配管工事や保温工事など)
2A16	公募要領に従って契約等を結んで進めていただければ結構です。外注費の場合も、見積合わせ等を行って業者を選定してください。なお、一般管理費の計算では以下の通りです。 一般管理費＝(業務費－外注費－共同実施費－機器・システム関連費)×一般管理費率

2Q17	事業実施期間中及び事業終了後の5年間に事業者名、支援対象工場・事業場名、代表者名、事務連絡先等が変更になった場合はどうすればよいですか？ 変更の手続き書類等がありますか？
2A17	指定の変更届を協会へ提出して下さい。変更届の様式は協会より送付しますので、協会へお問い合わせください。
2Q18	交付申請時に支援機関とどこまで合意しておく必要がありますか？ 正式発注するときに内容の変更は可能ですか？
2A18	支援内容とスケジュールについて合意して下さい。（契約は交付決定後にして下さい。） 契約内容は交付決定までは変更可能ですが、交付決定以降の変更は交付規程に則した手続きが必要になります。なお、DX システムによる支援内容を明確にしておく必要があります。
2Q19	交付の決定を受けた事業者と支援機関との間での支援実施の契約（もしくは注文書及び注文請書）について、電子契約で締結しても大丈夫でしょうか？
2A19	当事者間で合意いただいた上での締結であれば問題ありません。 なお、DX 型 CO2 削減対策実行支援事業の公募要領 5.1 項「契約の締結」に記載した項目に関しては明記するようにお願いいたします。 また、完了実績報告書の提出の際に契約書（注文書/注文請書）の写しを添付いただく必要がありますので、その点もご留意ください。
2Q20	申請に必要な提出書類「支援対象工場・事業場の現在の所有者を確認できる公的な資料」は、固定資産税納付書や請求書でもよろしいのでしょうか？ また、電気料金の請求書などでもよろしいのでしょうか？
2A20	公募要領 4.1 項「表 2 交付申請提出書類一覧」No.43 に記載されている通り、“不動産登記事項証明書（建物）”の写しを添付ください。固定資産税納付書や請求書及び電気料金の請求書では建物所有者を確認できません。 なお、未登記で“不動産登記事項証明書（建物）”が提出できない場合は、建物所有者が確認できる「固定資産評価証明書」または市町村が発行する「名寄帳」をご提出ください。
2Q21	消費税について免税事業者か課税事業者かはどのように確認したらよいですか？
2A21	貴事業所の経理、税務部門の担当者にご確認ください。
2Q22	事業者としては消費税について免税と課税の両方の事業をしています。そのような場合はどちらで応募すればよいですか？
2A22	支援対象工場・事業場の事業でご判断ください。消費税免税事業者として申請する場合は、確認のための書面を提出する必要があります。

3. 敷地境界に関する質問

3Q1	支援対象工場・事業場の範囲が分かる資料とは、具体的にはどのようなものですか？
3A1	建物であれば地図や航空写真等の上に、賃貸ビルであれば、断面図、平面図等の上に支援対象工場・事業場の範囲を線引き等して提出してください。 応募された支援対象工場・事業場の CO2 排出量の集計範囲確認が目的ですので、精緻な図面である必要はありません。また Web 地図サービスの利用も可能です。
3Q2	一つの敷地に本社と工場があります。本社だけで応募できますか？
3A2	応募できません。同一敷地全体で申請してください。
3Q3	同一敷地内に A 工場と B 工場があり、それぞれに独立した蒸気システムがある場合、A 工場の蒸気システムだけをシステム支援することはできますか？
3A3	公募要領 2.1.4 項「対象となる支援事業の要件」を満たしていれば可能です。但し、エネルギー全体として両工場が完全に独立していない場合は、一つにまとめて申請する必要があります。（たとえば、電気システム系統が共通など）
3Q4	同一敷地内に事務棟と番地が異なっている4つの工場建屋があり、重油・電気等のエネルギー使用の請求書は工場毎に届いています。この場合、1つの事業場となりますか？
3A4	同一敷地内にあるため、1事業場となります。
3Q5	公道で区分された同一敷地内に複数の学部を擁する大学があります。特定の学部で応募できますか？
3A5	1事業場（ここでは大学キャンパス）の中から、特定の学部、あるいは特定の建物だけを分割して応募することはできません。
3Q6	支援対象工場・事業場として同一敷地内に複数の建物が存在する場合、その中の一つの建物だけで応募できますか？
3A6	1つの支援対象工場・事業場の中から、1建物だけを分割して応募することはできません。
3Q7	同一敷地で病院内に同法人の介護老人保健施設を経営している場合、申請は病院でよいですか？
3A7	介護老人保健施設が病院の一部門（あるいはその逆）の場合は、介護老人保健施設を含む病院全体として申請してください。病院と介護老人保健施設が別法人（個別の定款を持ち、それぞれ決算している）の場合で、エネルギー使用量がメーター等で分かれて個別に管理されているならば、法人単位で申請してください。

4. CO2 排出量の算定に関する質問

4Q1	電力供給会社を変更したため、過去のエネルギー使用量の記録が残っていない場合、CO2 排出量計算書の作成に入手可能分のみ入力して提出することは可能でしょうか？
4A1	基準年度の CO2 排出量は直近の1年分(令和6年度)のみのデータでも結構です。 電力供給会社には顧客の電力使用量データが残っている可能性がありますので、前の電力供給会社から過去のデータを再入手してください。 なお、事業者自身でデータを保有していない、また電力供給会社にもデータが存在しない場合は、参考年度・基準年度となるデータがありませんので、交付申請ができません。
4Q2	電気の検針が月半ば(15 日締め)の場合は、いつからいつまでで計算をすればよいですか？
4A2	必ずしも1日～31 日までの間でなくても、事業所の検針日から翌月の検針日までの1ヶ月で問題ありませんが、正確な連続する1年間のデータが必要です。
4Q3	交付申請時には、令和6年度の CO2 排出量の集計が間に合わないため令和5年度の排出量としたいですが、応募できますか？
4A3	令和6年度のデータから排出量を算出し応募してください。 令和7年3月のデータが間に合わない場合は、前年度3月(令和6年3月)のデータを使用して算出してください。(3月以外は令和6年度(令和6年4月から令和7年2月)のデータとしてください。)
4Q4	年度途中で電力会社を変更しました。新旧の電力会社で検針日が異なる場合、どのように記載すればよいですか？
4A4	4月から翌年3月末の連続した1年度分となるように調整した上で提出してください。
4Q5	支援の対象が熱供給事業所などである場合、外部へ供給した電気や熱に相当する CO2 排出量は差し引いた計算でよいですか？
4A5	支援対象工場・事業場外に供給したエネルギーに相当する CO2 排出量を引いて計算してください。
4Q6	温度／気圧から換算した体積単位(Nm ³)は使わずに、単純に都市ガス使用体積から排出量を計算することでよいですか？
4A6	必ず使用体積(m ³)から標準状態体積(Nm ³)へ換算して CO2 排出量を計算してください。温度については、気象庁が公開している地域ごとの年平均気温のデータをご利用ください。
4Q7	買電の場合、換算係数は何を使えばよいですか？
4A7	交付申請様式、成果報告書中の CO2 排出量計算書に設定されている値を使用してください。

4Q8	A、B の異なる法人が同一敷地内にあり、A 社が受電し B 社へ供給し、使用量に応じ A 社が B 社に請求しています。この場合 B 社は応募できますか？ 必要なエビデンスは何ですか？
4A8	DX 型 CO2 削減対策実行支援事業に関しては、B 社のエネルギー使用量が検定された計器によって計測されて A 社と区分されている場合は応募できます。B 社の排出量算出のエビデンスとして、A 社から発行されている請求書と検針票及び A 社宛のエネルギー供給会社からの請求書を提出してください。 なお、その後省 CO2 型システムへの改修支援事業へ応募する場合には、A 社との共同申請にしなければならないケースもあります。
4Q9	テナントビルの電力使用量でオーナー分とテナント分が計測で厳密に管理されていない場合、それぞれの使用量はどのように計上すればよいですか？
4A9	オーナー分とテナント分の電気使用量が検定された計器によって区分され計測されていない場合は、一つにまとめて計上してください。審査の上判断します。

5. 補助金・補助対象経費に関する質問

5Q1	計測機器の経費はどのように取り扱いますか？
5A1	* DX システムでない計測機器 支援機関が所有する計測機器の償却費用の請求は認めません。レンタル費用は認めます。5万円未満であれば購入し消耗品として請求することは認めます。 * DX システム 新たに導入する DX システムは補助対象経費として認められます。様式第1別紙2「経費内訳」“業務費” 機器・システム関連費として計上してください。(DX システム導入に伴う運搬・調整・据付等に要する費用を含む。)ただし、ランニングコストは事業者負担となります。 レンタル費用も認めます。但し、事業実施期間に発生する費用を対象とし、事業停止期間など事業実施期間外の費用は補助対象外となります。 なお、支援機関が所有する DX システムを活用する場合は、機器の償却費用の請求は認めません。
5Q2	DX 型で申請の場合、見える化の機器購入が前提ですが、機器を申請者が自ら採択後購入して支援機関に支給した場合は、補助の対象になりますか？
5A2	DX システムの選定・導入も含めて DX 型 CO2 削減対策実行支援事業の一環ですので、DX システム導入費用は支援機関の見積に含めていただくことが原則です。ただし、事情により事業者が機器を購入して支援機関へ支給する場合も補助対象可といたします。 事業者が相見積もり等により最適な業者より取得した見積書をご提出ください。 別紙2 経費内訳には、機器代も含め、補助対象経費総額を記載いただきます。

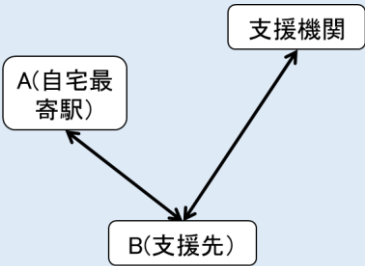
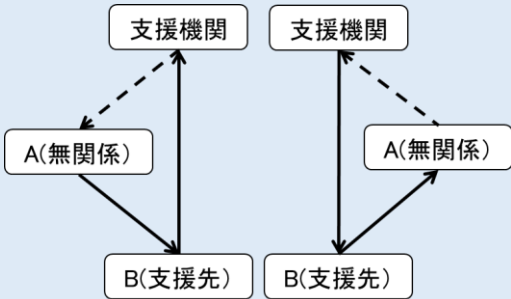
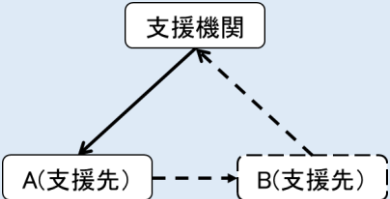
	支援機関からの見積書は、機器費用を除いた見積りとして下さい。なお、DX システムは本目的以外への使用はできません。また支給に限りませんが、取得額が所定額を超える場合、固定資産登録が必要となります。50 万円以上となる場合は、取得財産等管理台帳(様式第 11)を作成し管理いただき、稼働停止や譲渡、廃棄等が生じる場合は、財産処分手続きの対象となります。
5Q3	出張における経路は自由に選択できますか？
5A3	原則として「最も経済的な通常の経路及び方法(旅費法第7条)」により決定してください。
5Q4	支援費用に係る消費税は支援対象工場・事業場が負担するのですか？
5A4	消費税は支援対象工場・事業場が負担してください。
5Q5	公募要領では支払は金融機関からの振込とありますが、割賦や手形での支払はできませんか？
5A5	割賦、手形による支払いはできません。
5Q6	支援機関から提出された見積金額に基づき交付申請し、交付決定された満額を請求することはできますか？
5A6	最終的な補助金の請求額は、交付決定額ではありません。完了実績報告の後、協会が発行する交付額確定通知に記載された金額(協会が認めた額)を請求することができます。
5Q7	支援に要した経費が交付決定額を上回った場合は、上回った分は支援対象工場・事業場が負担するのですか？
5A7	交付決定額を上回る場合、その差額は支援対象工場・事業場の負担となります。
5Q8	支援に要した交通費の補助対象となる範囲はどこまでですか？  図 2-1  図 2-2 

	図 2-3
5A8	原則は支援機関が起点ですが、目的地(支援対象工場・事業場)までに利用する交通機関のルートがもっとも経済的な経路及び方法で、かつ、時間的にも合理的である場合は、次の条件でその利用を認めます。 1. 出張の起点(終点)を自宅とした場合(図2-1参照) ①自宅の最寄駅Aから目的地Bまでの交通費の明細と領収書、距離の資料の提出 ②支援機関を起点として目的地Bまで出張した場合の交通費の明細、距離の資料の提出 ③自宅を起点(終点)とした場合と支援機関を起点(終点)とした場合を比較して金額の低い方を認めます。 2. 出張往路又は復路で本補助事業とは無関係の目的地に立ち寄る場合(図2-2参照) ①目的地Aから目的地Bまでの交通費の明細と領収書、距離の資料の提出。 ②支援機関を起点として目的地Bまで出張した場合の交通費、距離の資料の提出。 ③目的地Aから目的地Bまでの交通費は、支援機関から直接目的地Bまで出張した場合の費用を上限として請求できます。 ④目的地Bに出張するために宿泊が必要になった場合は宿泊費も支援対象工場・事業場Bの費用とします。 3. 2つの支援対象工場・事業場に連続で出張した場合(図2-3参照) ①交通費、宿泊費は支援機関、A、Bの三者で協議の上請求してください。 ②交通費はA、B別々に出張した場合の支援機関との往復費用を上限とします。実費がそれを下回る場合は実費が上限額となります。 ③A、Bいずれも交通費の明細と領収書、距離の資料を提出してください。また、支援機関に②の上限額が確認できる資料の作成を依頼の上、そちらも提出してください。